

## はじめに

本書は一九五三年にアメリカ図書館協会とアメリカ出版会議が発表した「読書の自由」<sup>①</sup>声明を対象とし、その成立と展開における図書館員と出版者の協同の実態を明らかにするものである。本書をお読みいただくにあたり、「はじめに」では本書の概要、近年のアメリカにおける禁書運動の拡大に対するアメリカ図書館協会の動きと「読書の自由」声明の関わりに触れながら、「読書の自由」声明とはどんなものなのか、七〇年以上前にアメリカの業界団体が出した声明をなぜいま改めて取り上げ、論じる必要があるのかについて述べたい。

### 1 本書の概要

本書で取り上げる「読書の自由」声明は、一九五三年にアメリカ図書館協会とアメリカ出版

会議が採択した文書で、当時全米を席卷していたいわゆる「赤狩り」への抗議声明であった。冷戦の最中にあつたアメリカでは一九四〇年代後半から下院非米活動委員会による赤狩りが行われ、ハリウッドでは多くの映画関係者が職を追われた。一九五〇年代に入ると、朝鮮戦争を経て今度はウイスコンシン州選出の共和党上院議員ジョセフ・R・マッカーシーを中心とした「マッカーシズム」により、再び赤狩りが激化する。マッカーシーは「国務省に共産主義者が紛れ込んでおり、自分はそのリストを持っている」といった扇動的な発言を繰り返して、そうした発言がマスメディアを通じて報道されることで、赤狩りが全米へと波及していった。

政治的にも、そして道徳的にも不寛容なムードが社会全体に広がっていくなかで、図書館や書店にも赤狩りの影響は拡大していった。特にその影響が顕著だったのは、アメリカ国外に設置されていた情報センターの図書館である。こうした情報センターは冷戦においてアメリカ、そして西側諸国の政治思想と価値観を宣伝するための出先機関として位置づけられていたことから、図書館においても共産主義に関する資料や過去に共産黨員であった人物による著作を蔵書から除くよう求める命令が次々と出され、大きな混乱が生じた。同様に、アメリカ国内の公共図書館においても特定の資料の収集・利用制限を求める圧力や、保守系の市民グループによる図書館へのクレームが増加した。図書館員にとっては、日々の業務に支障を来すだけでなく、長期的な視点から多様な資料を収集し、地域住民に情報提供を行うという図書館の目的が果たせなくなるといふ危機感があつたと考えられる。また、共産主義がどのようなものか学ばずに

共産主義を打ち負かすことはできないと考え、反共主義に共鳴しつつも民主主義と表現の自由の観点から寛容な態度を示すというのが、この当時の図書館員たちの態度であった。

この状況を重く見たアメリカ図書館協会のメンバーは、図書館資料の排除を求める圧力に抵抗する手段を検討しはじめた。同時に出版界においても市民グループが禁書リストを配布したり、ペーパーバックに対し警察等の公権力による取り締まりが行われるといった事例があり、共産主義だけでなく性表現などの道徳的規範においても過度な保守化が進んでいるという危機感がみられた。現在も多くの出版社にとって、より多くの読者を獲得するため、表紙のデザインに工夫を凝らすというのは一般的な販売戦略である。特に当時のアメリカでは一部の出版社が販売するペーパーバックの表紙デザインが過激だとして、業界内での自主規制を進めるべきだという議論が生まれていた。

以上のように、共産主義と性表現という異なる領域ではあるものの、法的手段にのっとりない、法の枠外での圧力によって、表現の自由が狭められつつあるという問題意識が、図書館界と出版界に共通していたと言える。こうした問題意識を背景として、図書館員、出版社の幹部、編集者、新聞記者、大学教授、弁護士など三〇余名がニューヨーク郊外のゴルフクラブに集まり、それぞれの立場から意見を述べ、非公式に議論を交わす場が設けられた。この会合の成果として発表されたのが「読書の自由」声明である。

電子メールが存在しない時代、図書館員や編集者はタイプライターで手紙を書き、新聞や雑

誌、電話を駆使して情報収集と情報発信に取り組んだ。本書では、新聞や雑誌の報道に加えて、当時の人々の手紙のやりとりなどから、どのような経緯で「読書の自由」声明が生まれ、「読書の自由」声明の理念がどのように広がっていったのかを探った。また、赤狩りが顕在化する以前から、図書館員と出版者という異なる業界の人々が、双方の課題共有に向けてどのような体制を取っていたのかについても明らかにする。

## 2 近年のアメリカにおける禁書運動の拡大と「読書の自由」声明

「読書の自由」声明の成立の背景となった、一九五〇年代の図書館員や出版者の問題意識は、赤狩りの時代の影響を強く受けたものである。しかし、現在も図書館や出版、教育、情報通信に関わる業界は同様の課題を抱えており、本書が対象とする一九五〇年代のアメリカ社会と多くの共通点が見られる。

本書が対象とするアメリカでは近年、学校図書館や公共図書館を対象とした禁書運動が急速に拡大している。特に二〇二一年以降、保守系の市民グループや議員からの圧力が強まったことから、アメリカの一部の州では学校図書館や公共図書館において、特定の資料を正当な理由なく図書館から排除しようとする事例が、過去に例をみない速さで増加している。<sup>2)</sup> こうした

状況に対し、アメリカ図書館協会は新たに抗議声明を発表して反検閲の立場を表明するとともに、図書館員に対する支援の拡充、表現の自由に関わる団体との連携強化に取り組んでいる。近年の禁書運動の拡大に対する図書館界の対応については別稿に譲るが、特に注目すべきなのは、抗議声明や関連する文書の中に、「読書の自由」声明への言及や、アメリカ社会の現状をマッカーシズムと関連づける記述が多く見られる点である。

二〇二〇年一〇月、トランプ政権下で発令された「人種と性のステレオタイプに関する大統領令」(Executive Order on Combating Race and Sex Stereotyping)<sup>(4)</sup>に対し、アメリカ図書館協会は反対声明を発表した。この大統領令は連邦政府の契約する事業者や助成金受給者に対し、ダイバーシティに関する研修の中で白人至上主義に関する内容を扱うことを禁じるもので、アメリカ図書館協会は「読書の自由」声明の一節を引用し、多様性の尊重と表現の自由を支持する立場から抗議している。

二〇二一年一月には、学校図書館や公共図書館において、性的マイノリティや人種的マイノリティの問題、当事者の経験などを扱った図書が撤去される事例が多発したことで、学校や図書館における図書への検閲に反対する声明が発表された。<sup>(5)</sup>この声明の中でも、一九五三年の「読書の自由」声明採択に触れられており、近年の禁書運動の拡大を一九五〇年代当時の様子になぞらえて「民主主義的価値観への脅威」であるとし、民主主義社会において自由な情報アクセスが必要不可欠であるという信念が強調されている。

二〇二三年七月にはアメリカ図書館協会とアメリカ出版協会が共同で、「読書の自由」声明の意義を再確認する声明を発表した。<sup>(6)</sup>この声明では、六〇以上の州において、自由な読書が制限される可能性のある法案が提出されている状況に言及し、アメリカ合衆国憲法修正第一条に明らかに違反するものであるとして、図書に関わる業界の関係者に声明への署名を呼び掛けている。

さらに、二〇二三年七月には、オバマ元大統領が読書の自由を守るため闘う図書館員に対し、感謝を伝えるオープンレターを公開した。<sup>(7)</sup>オープンレターでは、民主主義社会における自由な情報アクセスの価値、読書を通じて多様な価値観に触れることの重要性に触れ、図書館員たちは、その職務を通じて人々が情報に基づいて積極的に社会参画する市民 (informed and active citizens) になることを支援していると述べている。<sup>(8)</sup>

二〇二三年九月には「読書の自由」声明の改訂に向けたリスニングセッションの開催が発表された。<sup>(9)</sup>この発表では、改訂のためのタスクフォースが中心となり、「読書の自由」に対するアメリカ図書館協会会員の意見を募り、調査結果を踏まえて声明の改訂が検討される予定と伝えられている。

アメリカ図書館協会が発表する声明は、その時点で社会において重要度の高い課題に対し、専門職団体としての立場から意見表明を行うものであり、時代を超えて参照されるものは限られる。近年の禁書運動の拡大と、図書館での検閲事例の増加に対し、七〇年前の事例が想起さ

れ、引用されていることから、アメリカの図書館員にとって「読書の自由」声明が現代的意義を持つ文書であることは明らかだろう。

### 3 日本の図書館における知的自由

最後に、日本の状況においても簡単に触れておきたい。日本においては一九五四年に日本図書館協会が「図書館の自由に関する宣言」を採択し、その後、一九七九年に改訂が行われ現在に至っている。現代の日本の公共図書館は、地域の情報拠点であると同時に、学びの場、にぎわい創出の場など、多くの役割を担っている。図書館の役割が多様化する一方で、図書館サービスの根幹をなすのが多様な資料の収集・提供・保存である点は変わらない。「図書館の自由に関する宣言」では、「基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供すること」を図書館の任務とし、この任務を果たすために、資料収集の自由、資料提供の自由、利用者の秘密保持、検閲への反対の四点を実践すると宣言している。

しかし、文部科学省から拉致問題に関する図書充実の協力等の要請が出された事例（二〇二二年）や、松江市教育委員会が市内の小中学校に対し、漫画『はだしのゲン』の利用制限を求めた事例（二〇一二年）など、図書館の主體的判断に任されるべきである資料の収集・提供に

対し、外部からの圧力や要請がしばしば起こっている。一方で、ヘイトスピーチを含む出版物をどのように取り扱うかという点も、近年の公共図書館における大きな課題の一つである。SNSでの「炎上」やインターネット上の誹謗中傷が実社会に影響を及ぼす中で、表現の自由の限界が問われる場面も増えつつある。二〇二〇年には日本学術会議の新規会員任命問題をめぐり、多くの学術団体が抗議声明を出しており、学問の自由に対する侵害であるとの議論も巻き起こった。このように、排外主義の台頭や多様性への無理解によって不寛容な社会が拡大していく様子からは、本書で取り上げる一九五〇年代アメリカの社会との共通点を多く見出すことができる。

現代の社会において図書館がどのような役割を果たしているのか、表現の自由が制限される場面があるとすればどのような場面か、図書館員や出版者は表現の自由を支えるためにどのような連帯できるかといった課題に対し、本書が有益な知見を提供できることを願っている。

#### 4 本書の構成

第1章では、本書の背景として、知的自由の概念を合衆国憲法修正第一条と図書館の関わりから述べ、さらに「読書の自由」声明が採択された歴史的背景として赤狩り時代の図書館員と

出版者が置かれた社会状況を概観する。また、本書の研究対象である「読書の自由」を論じる意義と、本書に登場する用語の定義を示す。

第2章では、本書で扱う「読書の自由」声明について詳述する。「読書の自由」声明の成立に関わる団体の活動を概観するとともに、一九五三年採択時の「読書の自由」声明の本文の内容と、一九七二年、一九九一年、二〇〇〇年、二〇〇四年の改訂時の論点と改訂の内容を述べる。

第3章では、「読書の自由」成立の起点となった、一九五三年ウエストチェスター会議に着目して「読書の自由」の成立過程を明らかにする。「読書の自由」声明採択までの流れを整理し、アメリカ議会図書館手稿室 (Manuscript Reading Room) およびイリノイ大学アーバナ・シャンペーン校アメリカ図書館協会アーカイブズ (ALA Archives) 所蔵の文書からウエストチェスター会議の出席者を特定する。第2章で示した「読書の自由」声明成立に関わる団体を中心として、ウエストチェスター会議関係者の分析を行い、会議開催の意図を考察する。

第4章では、一九五三年ウエストチェスター会議で使用されたワーキングペーパー、会議の議事録、また完成した一九五三年版「読書の自由」声明の三つの文書を中心に声明成立までの流れを解明する。第3章で明らかになった、ウエストチェスター会議の出席者の間でどのような議論が行われ、論点が精査された結果、声明へと結実していったのかを明らかにする。

第5章では、第3章で明らかになった「読書の自由」の成立過程を踏まえ、「読書の自由」

声明の採択に対するマスメディアの反応と、一九五七年の報告書『読書の自由』(The Freedom to Read: Perspective and Program) 刊行、さらに「読書の自由」声明成立後の展開に焦点を当て、「読書の自由」声明に対する反応と影響を明らかにする。

第6章では、一九五〇年に設置されたアメリカ図書館協会出版関係委員会、およびアメリカ出版会議読書発達委員会の活動、一九五七年に両組織の間に設置されたアメリカ図書館協会・アメリカ出版会議読書発達合同委員会を対象とする。第3章で明らかになった「読書の自由」の成立過程を踏まえ、アメリカ図書館協会とアメリカ出版会議の各委員会の設置から、合同委員会設置までの流れを明らかにするとともに、両者が協同に取り組んだ領域の変遷を追う。これにより、一九五〇年代のアメリカ図書館協会とアメリカ出版会議の協同における組織体制およびその活動の実態を明らかにすることを目指す。

第2章から第6章で明らかになった点を踏まえ、第7章では一九五三年の「読書の自由」声明の成立と声明成立後の展開において、図書館界と出版界の協同が果たした役割を解明する。そして本書の内容を総括し、今後の課題と展望を示す。

## 注

- 1 図書館情報学では、しばしば企業としての「出版社」だけではなく、省庁や個人など出版物を刊行する団体・組織をまとめて「出版者」と表記する。本書では、企業であることが明白な箇所を除き、「出版者」表記を採用する。
- 2 「米国下院監視・政府改革委員会の小委員会『Civil Rights and Civil Liberties』、禁書や検閲に関する公聴会を開催・学生や教師、米国図書館協会（ALA）等が意見」カレントアウェアネス・ポータル、二〇二二年四月二六日。 <https://current.ndl.go.jp/node/46048>（参照 2022-09-21）。
- 3 小南理恵「米国の図書館における検閲に関する動向」『カレントアウェアネス』No.354、二〇二二年二月二〇日。 <https://current.ndl.go.jp/ca2029>（参照 2023-11-16）。
- 4 「米国図書館協会（ALA）、人種と性のステレオタイプに関する大統領令に対して批判声明を发表」カレントアウェアネス・ポータル、二〇二〇年一月三〇日。 <https://current.ndl.go.jp/node/42405>（参照 2022-09-21）。
- 5 「米国図書館協会（ALA）、米国の学校や図書館における書籍の検閲の実施に反対する声明を发表」カレントアウェアネス・ポータル、二〇二一年二月二日。 <https://current.ndl.go.jp/node/45270>（参照 2022-09-21）。

6

“American Library Association, Association of American Publishers Reaffirm 1953 Freedom to Read Statement, Joined by the Authors Guild and American Booksellers Association,” American Library Association. June 25, 2023, <https://www.ala.org/news/press-releases/2023/06/american-library-association-association-publishers-reaffirm-1953>, (accessed 2023-11-16).

7

「米国のオバマ元大統領、読書の自由を守るために尽力している全米の図書館員に感謝の意を表明するオープンレターを公開」カレントアウェアネス・ポータル、二〇一三年七月二〇日、<https://current.ndl.go.jp/car/185267> (参照 2023-11-15)。

8

Obama, Barack “Thank You to America’s Librarians for Protecting Our Freedom to Read,” Medium. July 17, 2023, <https://barackobama.medium.com/thank-you-to-americas-librarians-for-protecting-our-freedom-to-read-80ce373608b3>, (accessed 2023-11-16).

9

“ALA announces Listening Sessions on revising Freedom to Read Statement,” American Library Association. September 7, 2023. <https://www.ala.org/news/member-news/2023/09/ala-announces-listening-sessions-revising-freedom-read-statement>, (accessed 2023-11-16).

「読書の自由」の成立史  
1950年代アメリカの図書館員と出版者

目次

はじめに 1

1	本書の概要	1
2	近年のアメリカにおける禁書運動の拡大と「読書の自由」声明	4
3	日本の図書館における知的自由	7
4	本書の構成	8

第1章 アメリカ合衆国における表現の自由と図書館 19

1	アメリカ合衆国憲法修正第一条と図書館	19
2	赤狩り時代の図書館員と出版者	28
3	「読書の自由」を論じる意義	34
4	用語の定義	39

第2章 「読書の自由」 声明とは何か 51

1 「読書の自由」 声明に関わる団体 51

2 アメリカ図書館協会 52

3 「読書の自由」 声明の現在 59

第3章 「読書の自由」を論じる 79

1 ウェストチエスター会議から「読書の自由」採択へ 79

2 ウェストチエスター会議の参加者 83

第4章 ウェストチェスター会議 97

1 ワーキングペーパー——どのような論点が用意されていたのか 98

2 議事録——実際の議論 120

3 「読書の自由」声明の起草 139

第5章 「読書の自由」声明に対する反応と影響 155

1 マスメディアの反応 156

2 アカデミアへの影響——報告書『読書の自由』（一九五七年）

3 図書館界における受容と発展——理念から実践へ 166

159

第6章 アメリカ図書館協会とアメリカ出版会議の協同 179

- 1 アメリカ図書館協会出版関係委員会 181
- 2 アメリカ出版会議読書発達委員会 184
- 3 合同会議の開催 186
- 4 アメリカ図書館協会・アメリカ出版会議読書発達合同委員会 196
- 5 合同委員会の組織変遷 197

第7章 結論 207

- 1 図書館界と出版界の協同による「読書の自由」の成立と展開 207
- 2 課題と展望 214

索引	引用・参考文献一覧	初出一覧	年表	おわりに
i		xxvii	220	217
	viii			